

令和 2 年第 6 回 教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和２年第６回教育委員会定例会議事日程

令和２年６月２４日（水）

午後１時 開 会

多賀城市役所５階 ５０１会議室

日程第１ 前回議事録の承認について

日程第２ 議事録署名委員の指名について

日程第３ 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第４ 議 事

臨時代理事務
報告第１５号

臨時代理の報告について（令和２年度多賀城市
一般会計補正予算（第３号）に対する意見）

臨時代理事務
報告第１６号

臨時代理の報告について（令和２年度多賀城市
一般会計補正予算（第４号）に対する意見）

議案第 ９ 号

令和３年度多賀城市立小・中学校使用教科用図
書の採択基準について

議案第１０号

多賀城市学校給食センター運営審議会の人事に
ついて

日程第５ その他

諸 般 の 報 告

令和２年第５回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

６月５日から２３日まで１９日間の会期で、「令和２年第２回多賀城市議会定例会」が開催されました。教育委員会関係議案は、本日、臨時代理事務報告をいたします「令和２年度多賀城市一般会計補正予算（第３号）」及び「令和２年度多賀城市一般会計補正予算（第４号）」について、原案のとおり可決されました。一般質問は６月１１日及び１２日に行われ、教育委員会関係は５名から５件の質問がありました。質問及び回答要旨は別紙のとおりです。

６月８日、６月１２日及び６月１６日、多賀城市感染症災害対策本部会議が開催され、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた本市の対応等を協議しました。６月８日現在の対応状況は、別表のとおりです。

市立小中学校については、５月３１日まで臨時休業としておりましたが、６月１日から再開しました。再開に当たり、登校時の健康確認や三密防止への配慮など、学校ごとに工夫し、家庭の協力も得ながら、新しい学校生活様式に取り組むこととしています。

なお、臨時休業の影響により授業数が不足することから、夏季休業日を短縮し、８月８日から１９日までの１２日間と決定しました。

■生涯学習課関係

報告事項なし

■文化財課関係

５月２９日、宮城県史跡整備市町村協議会総会を書面により実施し、令和元年事業報告、収支決算及び令和２年度事業計画案、収支予算案が承認されました。

６月７日、特別史跡多賀城南門等復元工事起工式が施工者である松井建設株式会社東北支店により開催され、市長、教育長等が参加しました。

６月１６日から７月３１日まで速報展「発掘された遺跡-平成３１年度の調査成果-」を埋蔵文化財調査センター体験館で開催しています。

別表

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本市の対応について

令和2年6月8日

1 対応期間 6月19日(金)から7月31日(金)まで

2 施設及び事業の対応について

(1) 保健福祉部

No	施設・事業	5/15決定を受けての現在の施設対応	6/19以降の対応(6/8決定)
1	太陽の家	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察の徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・ <u>自家用車による送迎(可能な方)</u> ・園内の全体活動は当面見合わせ、クラス活動を行う ・園児以外が参加する行事・イベントは当面見合わせ	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察の徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・ <u>自家用車による送迎(可能な方)の協力依頼解除</u> ・園内の全体活動は当面見合わせ、クラス活動を行う ・園児以外が参加する行事・イベントは当面見合わせ
2	コスモスホール	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察の徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・ <u>利用時間・利用人数を調整</u> ・ <u>施設外への外出・飲食を伴うイベントは当面見合わせ</u>	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 【7月1日から7月31日までの対応】 ・本人及び家族の健康観察の徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・ <u>利用時間・利用人数の調整を解除</u> ・ <u>施設外への外出・飲食を伴うイベントは内容により実施</u>
3	トウインクル多賀城	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら5月25日から当面の間、一部利用を制限し再開 ・施設:施設内外の清掃、消毒、換気 ・職員:検温と手洗い、マスク着用 ・利用者:自宅での検温、マスク着用の依頼 ●主な一部利用制限内容 ・各プログラムの参加人数は3名まで ・食品を扱うプログラムは中止	変更なし
4	放課後児童クラブ	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施。 ●対応内容 ・施設:館内外の清掃、館内及び遊び道具の消毒、換気の徹底 ・職員:毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・児童:登級前の検温、マスク着用の依頼	変更なし
5	児童館・児童センター	3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、6月1日から当面の間一部利用を制限して開館。 ●一部利用制限内容 ・イベントは当面見合わせ ・館内での飲食の中止 ●対応内容 ・施設:館内外の清掃、館内及び遊び道具の消毒、換気の徹底 ・職員:毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者:来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒	3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用を制限して開館。 【6月1日から7月9日までの間】 ●一部制限内容 ・利用時間及び人数を制限すること → <u>幼児親子:午前のみ10組以内、小学生:午後のみ10人以内、中高生:館庭利用5人以内</u> ・イベントの中止 ・館内での飲食の中止 【7月10日から7月31日までの間】 ・ <u>感染状況を確認しながら、利用制限を緩和し、少人数でのイベントを再開予定</u> ●対応内容 ・施設:館内外の清掃、館内及び遊び道具の消毒、換気の徹底 ・職員:毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者:来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒

No	施設・事業	5/15決定を受けての現在の施設対応	6/19以降の対応(6/8決定)
6	子育てサポートセンター	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施。 ●一部利用制限内容 5月25日(月)から利用時間・人数を制限して開館 →午前9時～11時、午後1時～3時30分 0歳児の親子各5組 ・イベントの中止 ●対応内容 ・施設:館内外の清掃、館内及び共用玩具・遊具の消毒、換気の徹底、館内での飲食中止 ・職員:毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者:来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施。 【7月9日までの間】 ●一部制限内容 ・利用時間及び人数を制限すること →午前9時～11時:10組程度、午後1時30分～3時30分:10組程度 ・予約制 →利用日前日(前日が休館日の場合は前々日)に施設へ電話で予約 ・イベントの中止 【7/10～7/31までの間】 ●一部制限内容 ・<u>感染状況を確認しながら、利用制限を緩和し、少人数でのイベントを再開予定</u> ●対応内容 ・施設:館内外の清掃、館内及び共用玩具・遊具の消毒、換気の徹底、館内での飲食中止 ・職員:毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者:来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒
7	保育所等	国等の示す方針等に基づき、3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ●保育の利用自粛依頼について ・<u>5月31日までは依頼期間とし、6月1日から解除の方向</u> ●通常保育及び延長保育について ・風邪のような症状のある児童の通所を控えるよう呼びかけ ・施設入出者への手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒液による手指消毒の励行 ・こまめな換気の実施 ・保育中におけるクラス合同保育の必要最低限の実施 ●地域活動事業について ・<u>施設内で実施する活動は中止</u> ・子育てに関する電話相談については継続実施	国等の示す方針等に基づき、3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、熱中症予防に留意するなど安全に配慮して実施 ●保育の利用自粛依頼について ・<u>6月1日から解除</u> ●通常保育及び延長保育について ・風邪のような症状のある児童の通所を控えるよう呼びかけ ・施設入出者への手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒液による手指消毒の励行 ・こまめな換気の実施 ・保育中におけるクラス合同保育の必要最低限の実施 ●地域活動事業について ・<u>感染拡大を予防する対応を行いながら再開予定</u> ・志引保育所:8月21日から ・八幡保育所:8月5日から ・桜木保育所:7月7日から ・子育てに関する電話相談については継続実施
8	乳幼児健診	6月から実施	変更なし
9	BCG集団予防接種	実施	変更なし
10	1歳児育児体験事業	7月から内容を変更し実施予定	変更なし
11	離乳食講習会	6月から個別対応により実施	変更なし
12	母子健康手帳交付等の個別相談	実施	変更なし
13	ハッピーパパママ学級	6月から内容を変更し実施予定	変更なし
14	妊婦歯科健康診査	実施	変更なし
15	乳幼児健康相談	6月から個別対応により実施	変更なし

No	施設・事業	5/15決定を受けての現在の施設対応	6/19以降の対応(6/8決定)
16	集団検診(特定健康 診査等)	秋ごろ実施予定	変更なし
17	各種検診(胃がん、 子宮頸がん、乳が ん、歯周病、骨粗鬆 症)		変更なし
18	シルバーヘルスプラ ザ	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行い ながら5月25日から当面の間、一部利用を制限 して開館 ・施設: 館内外の清掃、消毒、換気 ・職員: 検温と手洗い、マスク着用 ・利用者: 入館時の検温、健康状態聞き取り、手 洗い(消毒) ●主な一部利用制限内容 ・入浴利用の休止継続 ・(入浴を除く利用の)利用時間・利用人数を制 限すること	3密の回避など、感染拡大を予防する対応、入館時の 手指消毒、利用者名簿の作成や検温を行いながら、一 部利用制限を付して開館 【6月8日から7月31日の間】 ●主な一部利用制限 ・入浴利用の休止解除 ・利用時間・利用人数を制限すること
19	シルバーワークプラザ	3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行 いながら、5月25日から開館 ・施設: 館内外の清掃、消毒、換気 ・職員: 検温と手洗い、マスク着用 ・利用者: 健康状態聞き取り、手洗い(消毒)	変更なし
20	屋内ゲートボール場 屋外ゲートボール場	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行い ながら5月25日から当面の間、一部利用を制限 して開館 ●主な一部利用制限内容 ・市民団体に限定	変更なし

(2) 教育委員会

No	施設・事業	5/15決定を受けての現在の施設対応	6/19以降の対応(6/8決定)
1	市立小中学校	変更なし	変更なし
2	市民会館	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、5月24日(ただし、5/31までは、開館時間を9時-17時)から当面の間、一部利用制限を付して開館	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館
3	中央公民館	●主な一部利用制限内容 □飛沫感染・接触感染等のリスクが高い施設利用は対象外とすること→調理・飲食を伴う利用の禁止。大きな声で発声・歌唱、身体が接触する利用の禁止。 □利用人数を制限すること →各室定員の1/2以下での使用(利用者上限は、50人以下とすること。ただし、市民会館ホールでの大規模な催事については、100人以下とすること。) →間隔を開け、座席の四方を開けること。 →1~2時間ごとに換気(5分~10分程度)等	●利用制限内容 □飛沫感染・接触感染等のリスクが高い施設利用は予防対策の徹底を前提とすること □利用人数を制限すること →各室定員の1/2以下での使用(ただし、市民会館大ホールは500人以下、小ホールは200人以下とする。また、全国的な人の移動を伴うようなイベントは不可とする。) →間隔を開け、座席の四方を開けること。 →1~2時間ごとに換気(5分~10分程度)等 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
4	山王地区公民館	※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。	
5	大代地区公民館	※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。	
6	総合体育館	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、6月1日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □利用可能施設:トレーニング室、更衣室、シャワー室、談話室、子供遊戯室以外の施設 □利用対象者:市内の団体等 □利用人数を制限すること →各室定員の1/2以下での使用(大規模な催事についても50人以下とすること。) →1~2時間ごとに換気(5分~10分程度)等 →大会等での利用はできないこと。 →食事は不可。ただし、水分補給のみ可とすること。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 □利用可能施設:更衣室、シャワー室以外の施設 □利用人数を制限すること →各室定員の1/2以下での使用(ただし、大体育室は500人以下、小体育室は150人以下とする。また、全国的な人の移動を伴うようなイベントは不可とする。) →1~2時間ごとに換気(5分~10分程度)等 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
7	市民プール	当面の間、施設貸出し中止 予約受付等も休止	屋内天井補修工事の実施につき休館

No	施設・事業	5/15決定を受けての現在の施設対応	6/19以降の対応(6/8決定)
8	市民テニスコート	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日(ただし、5/31までは、開館時間を9時-17時)から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 ☐利用可能施設:(談話室、更衣室及びシャワー室)の利用を除くこと。なお、1コート当たりの利用人数を制限すること等。 ☐利用対象者:市内の団体等に限定 →大会等での利用はできないこと →食事は不可。ただし、水分補給のみ可とすること。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 ☐更衣室及びシャワー室の利用を不可とする。 ☐全国的な人の移動を伴うようなイベントは不可とする。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
9	多賀城公園野球場	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 ☐利用対象者:市内の団体等に限定 ☐利用人数を制限すること →50人以下の利用とすること。 →大会等での利用はできないこと →食事は不可。ただし、水分補給のみ可とすること。	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、手洗いの実施、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 ☐利用者の特定 →利用者が特定できること。なお、全国的な人の移動を伴うようなイベントは不可とする。
10	中央公園	※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。	※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
11	市立図書館	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒、資料貸出しに伴う滞在時間を30分以内とすることなど)を行いながら、本館(5月18日)、分室(6月2日)、移動図書館車(6月1日)から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な利用制限内容 ☐開館時間の短縮(本館のみ) ・本館:9時-19時 ☐利用可能サービス。 ・資料の貸出し・返却 ・資料の予約 ・利用者登録(更新)等 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。	【6/19-7/9までの間】 ※なお、6月1日から図書館本館の開館時間は9時-21時30分 3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら、一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 ☐利用制限サービス ・資料閲覧(座席数等)の制限 ・学習スペースでの自主学習の利用不可 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 【7/10-7/31までの間】 ・学習スペースでの自主学習利用再開(一部利用制限有)

No	施設・事業	5/15決定を受けての現在の施設対応	6/19以降の対応(6/8決定)
12	埋蔵文化財調査センター展示室	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □来館者(観覧者数)を制限する。(最大人数:展示室15名まで) □解説員による展示解説は、当面行わない。 □団体の利用は、当面受け付けない。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる	変更なし
13	多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館(史遊館)	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □来館者(体験者数)を制限する。(最大人数:体験者5名まで) □団体の利用は、当面受け付けない。 □個人の体験は、原則事前申し込みとする。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。	変更なし
14	学校施設開放	当面の間 施設貸出し中止 予約受付等も休止	屋外施設に限り、6月20日から再開(屋内施設の予約受付等は当面の間休止) なお、利用の際は、3密の回避など、感染拡大を予防する対応を条件とする ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。事業管理者の定めによる。

(3) 総務部

No	施設・事業	5/15決定を受けての現在の施設対応	6/19以降の対応(6/8決定)
1	市民活動サポートセンター	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 ・貸室の利用人数を定員の概ね半数とする。 ・施設内での水分補給以外の飲食は不可とする。 ・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。 ・フリースペースの利用についても申出制とする。 ●利用者に遵守いただく事項 ・マスク着用の徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 ・貸室の利用人数を定員の概ね半数とする。 ・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。 ・フリースペースの利用についても申出制とする。 ●利用者に遵守いただく事項 ・マスク着用の徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認

No	施設・事業	5/15決定を受けての現在の施設対応	6/19以降の対応(6/8決定)
2	さんみらい多賀城イベントプラザ	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 ・コート1面あたりの利用人数を概ね25人までとする。 ・施設内での水分補給以外の飲食は不可とする。 ・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。 ・休憩室、更衣室、シャワー室の利用は不可とする。 ●利用者に遵守いただく事項 ・運動時以外のマスク着用の徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 ・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。 ・休憩室、更衣室、シャワー室の利用は不可とする。 ●利用者に遵守いただく事項 ・運動時以外のマスク着用の徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認

令和2年6月24日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第 15 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 24 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和2年5月27日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）に対する
意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市 公 第 3 1 1 号

令 和 2 年 5 月 2 7 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



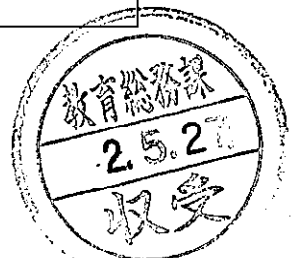
令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）

について（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：市長公室（財政経営担当）

内線280 藤村



令和 2 年度

教育委員会所管

一般会計補正予算（第 3 号）書

多賀城市教育委員会

議案第 号

令和 2 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度多賀城市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 5 7, 6 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2, 9 0 6, 9 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 日 提出

多賀城市長 菊地 健次郎

1 予算総括

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	11,340,573	436,442	11,777,015
	1 国庫負担金	3,339,563	11,202	3,350,765
	2 国庫補助金	7,991,138	425,240	8,416,378
16	県支出金	1,875,693	5,976	1,881,669
	1 県負担金	1,122,803	5,601	1,128,404
	2 県補助金	617,569	375	617,944
19	繰入金	1,360,127	187,039	1,547,166
	1 基金繰入金	1,360,124	187,039	1,547,163
21	諸収入	672,327	6,400	678,727
	5 雑入	182,592	6,400	188,992
22	市債	871,500	1,121,800	1,993,300
	1 市債	871,500	1,121,800	1,993,300
歳 入 合 計		31,149,320	1,757,657	32,906,977

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	218,471	△2,463	216,008
	1 議会費	218,471	△2,463	216,008
2	総務費	9,467,413	49,378	9,516,791
	1 総務管理費	8,946,111	7,434	8,953,545
	3 戸籍住民基本台帳費	134,821	41,944	176,765
3	民生費	10,057,536	23,387	10,080,923
	1 社会福祉費	3,535,332	23,387	3,558,719
4	衛生費	1,560,161	9,354	1,569,515
	1 保健衛生費	729,000	9,354	738,354
8	土木費	2,761,955	375	2,762,330
	4 都市計画費	1,774,100	375	1,774,475
10	教育費	3,224,202	1,677,626	4,901,828
	2 小学校費	358,730	996,316	1,355,046
	3 中学校費	248,956	681,310	930,266
	4 社会教育費	1,409,609	0	1,409,609
歳 出 合 計		31,149,320	1,757,657	32,906,977

第2表 地方債補正

(変更)

起 債 の 的 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 法 方	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 法 方	利 率	償還の方法
学 校 施 設 整 備 事 業	千円 2,700	証書借入れ又は証券発行	年 3.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資 金 に つ い て、 利率の見 直しを行った 後 にお い て は、当該見直 し後の利率)	借入期日の翌日 から30年以内に 半年賦元利均等 償還し、又は元 金均等償還す る。ただし、融 資条件又は財政 の都合により償 還年限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。	千円 611,100	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
防災・減災・国土 強靱化緊急対策事業	0				489,700			
石綿対策事業	0				23,700			
計	871,500				1,993,300			

1 総括
(歳入)

計 合 入 歳

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳入

436, 442千円

425,240千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
		5 教育費国庫補助金	265, 297	376, 429	641, 726

節		説 明	
区 分	金 額		
8 社会保障・税 番号制度シス テム整備費補 助金	千円 3,267	○総務課 1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 収入見込額 3,267 [社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 3,267,000円×10/10=3,267,000円] 補正額 3,267,000円-0円=3,267,000円 計上済額 0 差引額 3,267	千円 3,267
9 マイナポイン ト事業費補助 金	1,460	○市民課 1 マイナポイント事業費補助金 収入見込額 1,460 [マイナポイント事業費補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 1,460,000円×10/10=1,460,000円] 補正額 1,460,000円-0円=1,460,000円 計上済額 0 差引額 1,460	1,460
1 小学校費補助 金	225,895	○教育総務課 1 学校施設環境改善交付金 1 小学校大規模改造（トイレ）事業交付金 収入見込額 188,770 [学校施設環境改善交付金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 488,629,000円×1/3+特別加算額24,025,000円 +事務費分1,869,000円÷188,770,000円] 補正額 188,770,000円-0円=188,770,000円 計上済額 0 差引額 188,770 2 小学校防災機能強化事業交付金 収入見込額 37,125 [学校施設環境改善交付金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 110,280,000円×1/3+事務費分367,000円÷37,125,000円] 補正額 37,125,000円-0円=37,125,000円 計上済額 0 差引額 37,125	225,895 188,770 37,125
2 中学校費補助 金	150,534	○教育総務課 1 学校施設環境改善交付金 1 中学校大規模改造（トイレ）事業交付金 収入見込額 124,841 [学校施設環境改善交付金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 311,610,000円×1/3+特別加算額19,735,000円 +事務費分1,236,000円=124,841,000円] 補正額 124,841,000円-0円=124,841,000円 計上済額 0 差引額 124,841 2 中学校防災機能強化事業交付金 収入見込額 25,693 [学校施設環境改善交付金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 76,320,000円×1/3+事務費分254,000円÷25,693,000円] 補正額 25,693,000円-0円=25,693,000円 計上済額 0	150,534 124,841 25,693

15款 国庫支出金

1 5 款 国庫支出金 436,442千円
2 項 国庫補助金 425,240千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
計			7,991,138	425,240	8,416,378

1 6 款 県支出金 5,976千円
1 項 県負担金 5,601千円

16		県支出金	1,875,693	5,976	1,881,669
	1	県負担金	1,122,803	5,601	1,128,404
	2	民生費県負担金	1,031,939	5,601	1,037,540
計			1,122,803	5,601	1,128,404

1 6 款 県支出金 5,976千円
2 項 県補助金 375千円

	2	県補助金	617,569	375	617,944
	6	土木費県補助金	2,856	375	3,231
計			617,569	375	617,944

節		説	明
区	分 金 額		
	千円	差引額	25,693 千円

6 低所得者保険料軽減負担金	5,601	○介護福祉課 1 低所得者保険料軽減負担金	5,601
		収入見込額	13,252
		[補正前 公費負担額30,606,600円×県負担割合1/4≒7,651,000円]	
		[補正後	
		第1段階:2,357人×1,160円×12月=32,809,440円	
		第2段階:950人×1,450円×12月=16,530,000円	
		第3段階:1,055人×290円×12月=3,671,400円	
		各段階計 32,809,440円+16,530,000円+3,671,400円≒53,011,000円	
		公費負担額 53,011,000円×県負担割合1/4≒13,252,000円]	
		補正額 13,252,000円-7,651,000円=5,601,000円	
		計上済額	7,651
		差引額	5,601

1 住宅費補助金	375	○都市計画課 1 ブロック塀等除却工事助成事業補助金	375
		収入見込額	375
		[宮城県小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業補助金交付要綱]	
		[補正前 0円]	
		[補正後 75,000円×5件=375,000円]	
		補正額 375,000円-0円=375,000円	
		計上済額	0
		差引額	375

15款 国庫支出金 16款 県支出金

19 款 繰入金
1 項 基金繰入金

187,039千円

187,039千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰入金	千円 1,360,127	千円 187,039	千円 1,547,166
	1	基金繰入金	1,360,124	187,039	1,547,163
		1 財政調整基金繰入金	534,964	190,139	725,103
		11 東日本大震災復興基金繰入金	125,923	△3,100	122,823
計			1,360,124	187,039	1,547,163

21 款 諸収入
5 項 雑入

6,400千円

6,400千円

21		諸収入	672,327	6,400	678,727
	5	雑入	182,592	6,400	188,992
		2 雑入	182,565	6,400	188,965
計			182,592	6,400	188,992

22 款 市債
1 項 市債

1,121,800千円

1,121,800千円

22		市債	871,500	1,121,800	1,993,300
	1	市債	871,500	1,121,800	1,993,300
		3 教育債	73,800	1,121,800	1,195,600

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 財政調整基金繰入金	190,139	○市長公室 1 財政調整基金繰入金	190,139
		収入見込額	725,103
		計上済額	534,964
		差引額	190,139
1 東日本大震災復興基金繰入金	△3,100	○市長公室 1 東日本大震災復興基金繰入金	△3,100
		収入見込額	122,823
		[対象事業] ・市民文化創造・交流プロジェクト推進事業	-3,100,000円
		計上済額	125,923
		差引額	△3,100

6 雑入	6,400	○地域コミュニティ課 1 コミュニティ助成事業助成金	6,400
		収入見込額	6,400
		計上済額	0
		差引額	6,400

1 小学校債	669,200	○教育総務課 1 学校施設整備事業債	343,800
		1 小学校防災機能強化事業	66,200
		収入見込額	66,200
		計上済額	0
		差引額	66,200
		2 小学校大規模改造（トイレ）事業（単独）	277,600
		収入見込額	277,600

1 9 款 繰入金 2 1 款 諸収入 2 2 款 市債

2 2 款 市債
1 項 市債

1, 121, 800千円
1, 121, 800千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
計			871, 500	1, 121, 800	1, 993, 300

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		計上済額	0
		差引額	277,600
		2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	301,700
		1 小学校大規模改造（トイレ）事業	301,700
		収入見込額	301,700
		計上済額	0
		差引額	301,700
		3 石綿対策事業債	23,700
		1 石綿対策事業	23,700
		収入見込額	23,700
		計上済額	0
		差引額	23,700
3 中学校債	452,600	○教育総務課	
		1 学校施設整備事業債	264,600
		1 中学校防災機能強化事業	45,700
		収入見込額	45,700
		計上済額	0
		差引額	45,700
		2 中学校大規模改造（トイレ）事業（単独）	218,900
		収入見込額	218,900
		計上済額	0
		差引額	218,900
		2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	188,000
		1 中学校大規模改造（トイレ）事業	188,000
		収入見込額	188,000
		計上済額	0
		差引額	188,000

3 歳出

8 款 土木費

375千円

4 項 都市計画費

375千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8		土木費	千円 2,761,955	千円 375	千円 2,762,330	千円 375	千円	千円	千円
	4	都市計画費	1,774,100	375	1,774,475	375			
		1 都市計画総務費	144,923	375	145,298	375 県支出金 375			
計			1,774,100	375	1,774,475	375			

10 款 教育費

1,677,626千円

2 項 小学校費

996,316千円

10		教育費	3,224,202	1,677,626	4,901,828	376,929	1,121,800		178,897
	2	小学校費	358,730	996,316	1,355,046	225,895	669,200		101,221
		1 学校管理費	267,029	996,316	1,263,345	225,895 国庫支出金 225,895	669,200		101,221
計			358,730	996,316	1,355,046	225,895	669,200		101,221

10 款 教育費

1,677,626千円

3 項 中学校費

681,310千円

	3	中学校費	248,956	681,310	930,266	150,534	452,600		78,176
		1 学校管理費	179,585	681,310	860,895	150,534 国庫支出金 150,534	452,600		78,176
計			248,956	681,310	930,266	150,534	452,600		78,176

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
19 負担金、補助及び交付金	375	○都市計画課 1 危険ブロック塀等除却補助事業 375 19 負担金、補助及び交付金 375 ブロック塀等の安全確保事業補助金 375	1,500

11 需用費	2,236	○教育総務課	
15 工事請負費	994,080	1 学校環境整備事業 [小学校] 996,316 11 需用費 2,236 印刷製本費 2,236 15 工事請負費 994,080 小学校防災機能強化工事 110,280 小学校トイレ大規模改造工事 858,800 山王小学校石綿対策工事 25,000	7,112

11 需用費	1,490	○教育総務課	
15 工事請負費	679,820	1 学校環境整備事業 [中学校] 681,310 11 需用費 1,490 印刷製本費 1,490 15 工事請負費 679,820 中学校防災機能強化工事 76,320 中学校トイレ大規模改造工事 603,500	5,875

8 款 土木費 10 款 教育費

10款 教育費
4項 社会教育費

1,677,626千円
0千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	4	社会教育費	千円 1,409,609	千円 0	千円 1,409,609	千円 500	千円	千円	千円 △500
		4 文化財保護費	91,597	0	91,597	500 国庫支出金 500			△500
計			1,409,609	0	1,409,609	500			△500

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
		○文化財課 1 文化財保護管理事業 財源組替え	

臨時代理事務報告第 16 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 24 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和2年6月19日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第4号）に対する
意見について

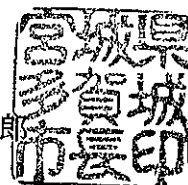
このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市 公 第 4 5 7 号

令和 2 年 6 月 1 9 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



令和 2 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）

について（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：市長公室（財政経営担当）

内線 2 1 6 加藤



令和 2 年度

教育委員会所管

一般会計補正予算（第 4 号）書

多賀城市教育委員会

議案第 号

令和 2 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度多賀城市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 8 2 , 8 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 , 4 8 9 , 8 6 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 日 提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	11,777,015	408,155	12,185,170
	1 国庫負担金	3,350,765	17,088	3,367,853
	2 国庫補助金	8,416,378	391,067	8,807,445
19	繰入金	1,547,166	174,735	1,721,901
	1 基金繰入金	1,547,163	174,735	1,721,898
歳 入 合 計		32,906,977	582,890	33,489,867

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	9,516,791	81,639	9,598,430
	1 総務管理費	8,953,545	81,639	9,035,184
3	民生費	10,080,923	248,622	10,329,545
	1 社会福祉費	3,558,719	23,555	3,582,274
	2 児童福祉費	5,149,923	225,067	5,374,990
4	衛生費	1,569,515	242	1,569,757
	1 保健衛生費	738,354	242	738,596
7	商工費	695,044	217,402	912,446
	1 商工費	695,044	217,402	912,446
9	消防費	719,534	4,889	724,423
	1 消防費	719,534	4,889	724,423
10	教育費	4,901,828	30,096	4,931,924
	2 小学校費	1,355,046	15,000	1,370,046
	3 中学校費	930,266	10,000	940,266
	4 社会教育費	1,409,609	5,096	1,414,705
歳 出 合 計		32,906,977	582,890	33,489,867

1 総括
(歳入)

-45-

(歳 出)

[illegible]

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
11,896				69,743
148,630				99,992
242				
217,402				
4,889				
25,096				5,000
408,155				174,735

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

408,155千円

2 項 国庫補助金

391,067千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
		5 教育費国庫補助金	641,726	5,000	646,726
		計	8,416,378	391,067	8,807,445

1 9 款 繰入金

174,735千円

1 項 基金繰入金

174,735千円

19		繰入金	1,547,166	174,735	1,721,901
	1	基金繰入金	1,547,163	174,735	1,721,898
		1 財政調整基金繰入金	725,103	174,735	899,838
		計	1,547,163	174,735	1,721,898

節		説	明
区	分	金	額
		千円	千円
			[令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費分)交付要綱] [補正前 0円] [補正後 5,187,000円×10/10=5,187,000円] 補正額 5,187,000円-0円=5,187,000円 計上済額 0 差引額 5,187
1	小学校費補助金	3,000	○教育総務課 1 学校保健特別対策事業費補助金 3,000 収入見込額 4,475 [補正前 2,950,000円×1/2=1,475,000円] [補正後 8,950,000円×1/2=4,475,000円] 補正額 4,475,000円-1,475,000円=3,000,000円 計上済額 1,475 差引額 3,000
2	中学校費補助金	2,000	○教育総務課 1 学校保健特別対策事業費補助金 2,000 収入見込額 2,975 [補正前 1,950,000円×1/2=975,000円] [補正後 5,950,000円×1/2=2,975,000円] 補正額 2,975,000円-975,000円=2,000,000円 計上済額 975 差引額 2,000

1	財政調整基金繰入金	174,735	○市長公室 1 財政調整基金繰入金 174,735 収入見込額 899,838 計上済額 725,103 差引額 174,735

1 5 款 国庫支出金 1 9 款 繰入金

3 歳 出

10款 教育費 2項 小学校費

30,096千円

15,000千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地方債	その他
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
10		教育費	4,901,828	30,096	4,931,924	25,096		5,000
	2	小学校費	1,355,046	15,000	1,370,046	12,000		3,000
		1 学校管理費	1,263,345	15,000	1,278,345	12,000 国庫支出金 12,000		3,000
計			1,355,046	15,000	1,370,046	12,000		3,000

10款 教育費 3項 中学校費

30,096千円

10,000千円

	3	中学校費	930,266	10,000	940,266	8,000		2,000
		1 学校管理費	860,895	10,000	870,895	8,000 国庫支出金 8,000		2,000
計			930,266	10,000	940,266	8,000		2,000

10款 教育費 4項 社会教育費

30,096千円

5,096千円

	4	社会教育費	1,409,609	5,096	1,414,705	5,096		
		1 社会教育総務費	245,058	5,096	250,154	5,096 国庫支出金 5,096		
計			1,409,609	5,096	1,414,705	5,096		

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
11 需用費	7,126	○教育総務課	
13 委託料	7,874	1 学校施設維持管理事業 [小学校] 6,000	111,746
		11 需用費 6,000	
		消耗品費 6,000	
		2 小学校新型コロナウイルス除菌対策事業 [緊急経済対策] 9,000	
		11 需用費 1,126	
		消耗品 1,126	
		13 委託料 7,874	
		新型コロナウイルス除菌対策業務委託料 7,874	

11 需用費	4,751	○教育総務課	
13 委託料	5,249	1 学校施設維持管理事業 [中学校] 4,000	89,806
		11 需用費 4,000	
		消耗品費 4,000	
		2 中学校新型コロナウイルス除菌対策事業 [緊急経済対策] 6,000	
		11 需用費 751	
		消耗品 751	
		13 委託料 5,249	
		新型コロナウイルス除菌対策業務委託料 5,249	

11 需用費	334	○生涯学習課	
18 備品購入費	4,762	1 生涯学習課庶務事務 5,096	4,948
		11 需用費 334	
		消耗品費 334	
		18 備品購入費 4,762	
		庁用備品購入費 4,762	

10款 教育費

議案第 9 号

令和 3 年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の
採択基準について

このことについて、別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 4 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和3年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書採択基準（案）

多賀城市教育委員会及び多賀城市立小・中学校教職員が教科用図書の調査研究を行う場合は、次に示す項目及び観点を基準とする。

1 中学校で使用する教科用図書採択基準

(1) 内容に関すること

- ア 学習指導要領に示されている教科の目標達成のために内容が工夫されているか。
- イ 宮城県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているか。
- ウ 生徒の心身の発達の段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。
- エ 内容がよく精選され、学習内容の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。
- オ 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

- ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- イ 教科の目標を踏まえて、各章、各節のねらいが明確で内容のまとまりがあるか。
- ウ 基礎的・基本的な内容の確実な定着と発展的な学習を進められるように配慮されているか。
- エ 内容の分量や区分が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。
- オ 教材の配列が、生徒の生活や各地域の実態に広く適合できるか。

(3) 学習と指導に関すること

- ア 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成を進められるよう配慮されているか。
- イ 生徒の経験や興味・関心を大切にし、主体的・対話的で深い学びを実践するために工夫されているか。
- ウ 生徒の多様な個性や能力に広く対応できるか。
- エ 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。
- オ 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

- ア 表記、表現が学年に応じて適切であるか。
- イ 生徒が親しみや魅力を感じるよう配慮されているか。
- ウ 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- エ 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。

オ 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか。

2 中学校で使用する「特別の教科 道徳」教科用図書採択基準

(1) 内容に関すること

ア 学習指導要領に示されている「特別の教科 道徳」の目標達成のために内容が工夫されているか。

イ 宮城県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているか。

ウ 生徒の心身の発達段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。

エ 内容がよく精選され、学習の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。

オ 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。

イ 「特別の教科 道徳」の目標を踏まえて、ねらいが明確で内容のまとまりがあるか。

ウ 内容項目を関連的・発展的に捉え、重点的な取扱いの工夫ができるよう配慮されているか。

エ 内容項目の数や分量が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。

オ 教材の配列が、生徒の生活や各地域の実態に広く適合できるか。

(3) 学習と指導に関すること

ア 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深める学習が進められるよう配慮がなされているか。

イ 生徒の経験や興味を大切にし、学習の動機付けや主体的な学習ができるよう配慮されているか。

ウ 生徒の多様な個性や能力に広く対応できるか。

エ 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。

オ 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

ア 表記、表現が学年に応じて適切であるか。

イ 生徒が親しみや魅力を感じるよう配慮されているか。

ウ 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。

エ 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。

オ 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか

小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書

(一般図書) 採択基準

(1) 内容に関すること

- ア 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。
- イ 宮城県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現に対応しているか。
- ウ 社会適応能力の向上を図り、自立や社会参加を促す配慮がなされているか。
- エ 様々な体験活動を促し、自己を生かす生き方や進路を考えられるものか。
- オ 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

- ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- イ 内容の分量や区分が適切であるか。
- ウ 季節や行事等との関連が考慮されているか。
- エ 児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるか。

(3) 学習と指導に関すること

- ア 児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか。
- イ 基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか。
- ウ 児童生徒の興味や関心を喚起し、主体的・対話的で深い学びを促すように配慮されているか。
- エ 他の教育活動との関連に配慮されているか。
- オ 内容がより理解できるような挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

- ア 表記、表現が適切であるか。
- イ 児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するよう配慮されているか。
- ウ 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- エ 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- オ 製本は体裁がよく堅ろうであり、安全や環境に配慮されているか。

議案第 10 号

多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について

このことについて、下記のとおり解職及び委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和2年6月30日	佐藤 聖信	前高崎中学校父母教師会長
委嘱	令和2年7月 1 日	戸枝 智子	高崎中学校父母教師会長

令和2年6月24日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議案第10号関係資料

多賀城市学校給食センター運営審議会名簿

任 期：令和元年7月1日から令和3年6月30日まで

氏 名	規 則 区 分 職	役 職 名	備 考
いわさき かのる 岩崎 薫	1号 市立学校の校長	多賀城東小学校長	
いがり いづみ 猪狩 いづみ	1号 市立学校の校長	山王小学校長	
すずき さちえ 鈴木 幸栄	1号 市立学校の校長	多賀城八幡小学校長	
はしもと しんじ 橋元 伸二	1号 市立学校の校長	多賀城中学校長	
みうら ひとし 三浦 仁	1号 市立学校の校長	東豊中学校長	
ちば あきひろ 千葉 朗宏	2号 児童生徒の保護者	多賀城小学校父母教師会長	
はり う けんじ 針生 健治	2号 児童生徒の保護者	天真小学校父母教師会長	
たちかわ やすこ 立川 靖子	2号 児童生徒の保護者	城南小学校父母教師会長	
とみざわ こずえ 富澤 梢	2号 児童生徒の保護者	第二中学校父母教師会長	
とえた さとこ 戸枝 智子	2号 児童生徒の保護者	高崎中学校父母教師会長	令和2年7月1日委嘱
ちだ まさひと 千田 雅仁	3号 関係行政機関の代表者	宮城県塩釜保健所環境衛生部 技術副参事兼次長（総括）	
かのう さえこ 叶 佐江子	4号 学識経験者	塩釜地区薬剤師会薬剤師	
しょうじ まもる 庄司 守	4号 学識経験者	仙台農業協同組合多賀城支店長	

委員の構成

市立学校の校長	児童生徒の保護者	関係行政機関の代表者	学識経験者	計
5	5	1	2	13

～ 多賀城市学校給食センター条例（抜粋） ～

（学校給食センター運営審議会）

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～ 多賀城市学校給食センター条例施行規則（抜粋） ～

（学校給食センター運営審議会）

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市立学校の校長
- (2) 児童生徒の保護者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 学識経験者